

社会福祉法人育栄会 費用弁償規程

（趣旨）

第1条 この規程は、評議員、理事（監事を含む）、評議員選任・解任委員に支弁する費用弁償を定めるものとする。

（費用弁償の支給）

第2条 理事長が招集する評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会および研修会等に出席した場合には、費用弁償をする。

（費用弁償の種類）

第3条 費用弁償の種類は、鉄道運賃、車賃とする。

（鉄道および車賃）

第4条 鉄道運賃および車賃は、出発地より現地までを実費額により支給する。

- 2 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会開催の場合、開催地より1 km 以上は交通費として5,000円、5 km以上は交通費として10,000円を支給する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する